

障害福祉サービス共通評価基準（放課後等デイサービス、児童発達支援を除く） 〔注釈／各シート共通〕

注1) 着眼点数とABC区分

チェックした着眼点数の区分はA・B・Cの3区分として、以下に示す状況であることを表す。

Aは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが70%以上についていることを示す。

Bは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが20%以上70%未満についていることを示す。

Cは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが20%未満についていることを示す。

※1つの小項目に含まれる項目数とチェックした数との関係

着眼点数 / チェックした数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	...
0の場合	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
1項目の場合	A	B	B	B	B	C	C	C	C	C
2項目の場合		A	B	B	B	B	B	B	C	C
3項目の場合			A	A	B	B	B	B	B	B
4項目の場合				A	A	B	B	B	B	B
5項目の場合					A	A	A	B	B	B
6項目の場合						A	A	A	B	B
7項目の場合							A	A	A	A
8項目の場合								A	A	A
9項目の場合									A	A
⋮										A

チェックした着眼点数の区分は、用意された着眼点の内、いくつチェックがついたかということ、
「A」、「B」、「C」の区分で表す意味があり、この区分により、サービスの良し悪しを判断するものではありません。

ですから、「A」が多いからといって必ずしも良いサービスを行っているという結果に直結するものでなく、逆に「C」が多いからといってサービスレベルが低いということに直結するものでもありません。事業所によっては、着眼点にないような独自のサービスを実施しているといったことも十分あり得ます。

この共通サービス評価では、「A」が多ければ一定のレベルには達していると推測することができる、という意味を表すものです。

注2) コメント欄への記載

「コメント」欄には、以下の事項について記載してください。

- ① 改善を要すると思われる点および改善案の有無等
- ② 施設・事業所等の性格上、「非該当」になる項目や着眼点がある場合は、その理由

（着眼点の中で非該当としたものがある場合は、何番目の着眼点が非該当であることを明確に記入のこと。）

- ③ 施設・事業所独自のユニークなサービス、取り組みの有無等

障害福祉サービス共通評価基準 概評 [各シート共通]

○概 評

①非該当とした項目（放課後等デイサービス、児童発達支援については「いいえ」とした項目）の説明、②独自に必要なと思われる評価項目等、③項目評価を通じて気づいた点などを記入してください。

①非該当とした項目

グループホーム・入浴・衣服・睡眠・外出・外泊・睡眠・外出・外泊・新聞・雑誌・テレビ等の私有

→生活能力のアセスメントや支援についてはサービス提供の範囲外ではあるが、気づいたことについては

相談支援機関と連携をはかっている。

②独自に必要なと思われる項目

就労支援事業として農業を行っている事業所であり、利用者のプライバシーや就労環境について行き届いている
とは言い難い。が、ロッカーを配置したり配慮は行っている。

サービス改善計画書

策定日： 令和8年2月24日

事業・サービス名： 就労継続支援B型

施設・事業所名： 葉菜屋

自己評価項目	評価結果	問題点・課題	改善内容と目標	時期と期間	責任者	備考 (必要な予算等)
2 利用者に応じた個別支援プログラム	A~C	行動点数10点以上の方が2名おられ、パニック時の自傷・他害も見られる。本人への支援同様に対応する職員の手当も必要となっている。	強度行動障害基礎研修の受講を行う	令和4~8年度	施設長 (研修担当)	特になし
			配置基準よりも多めの人員配置を行う	令和7~9年度	施設長	人件費